

天海訴訟を支援する会

ニュース 2025/7/2 No. 52

〒262-0032 千葉県花見川区幕張町 5-417-222
幕張グリーンハイツ 109 障千連内

TEL・FAX 043-308-6621

<http://amagai65.iinaa.net/> amagaisoshou@gmail.com

会費・カンパ等 振込先

〒振替 00260-0-87731

「天海訴訟を支援する会」 通信
欄に「会費」「カンパ」等一言

「天海訴訟」の最高裁判決 多くの皆さんの 結集をお願いします。

2025年7月17日(木)午後1時集
合最高裁判所第一小法廷(西門)

所在地 〒102-8651 東京都千代田区隼町 4 番 2 号([地図はこちら](#))
交通機関 地下鉄 永田町駅 4 番出口 半蔵門駅 1 番出口 下車徒歩5分

★13時30分裁判所前で集会訴え

★13時45分 傍聴抽選締切

★15時開廷 第1小法廷

★報告集会

・日時 7月17日(木)16時

・場所 参議院議員会館101号室

★7月9日水曜日15時より

最高裁への要請行動を行います。

6月26日天海訴訟口頭弁論の報告

★天海訴訟を支援する会代表

八田英之氏

千葉市の人権無視は

断じて許せない

いよいよ最終局面でございます。今日の口頭弁論の終了時に、最高裁判所は7月17日木曜日、午後3時から判決を言い渡すと言いました。これで終わるかどうかは分かりません。いずれにしても最高裁まで闘ってきた最後の局面でございます。

本日の口頭弁論は、これまで原告、被告が主張してきた要約と、最後に天海さんが陳述で、30分で終了いたしました。私は千葉市の発言は短く要約してくれ、改めて「やれやれ情けないことである」ということを強く思いました。そもそもこの問題は65歳になった障害者が介護保険に移った時、住民税非課税で無料だった人がなんで15,000円出さなきゃいけないのか？これは明らかな矛盾であり、障害者を年齢によって差別するものでありますから、立法上の誤りであります。国の誤りです。この誤りをそのまま行政でおろしていくのかどうかということが問題で、多くの市では、障害者の年金だけでとても暮らせない、年金から月15,000円も払うということはできない「なんとかしてよ」ということで自治体との話し合いがある。自治体の方は「困りましたね。本当に払えないですよ。それなら、私どもは、引き続き介護保険に移るように説得中ということで、差し当たり、今のままで」ということが圧倒的多数の自治体の今やられていることなんです。これに対して千葉市は、「国の制度の矛盾は、国がやったこと

ですから、千葉市の責任では何もできませんので、それで何とか介護保険に移ってください。国の言うことを聞かない人が得するようでは困りますから」、これが今やったことじゃないでしょうか？そういう意味では、千葉市のやり方は私は断じて許せないし、これを最高裁が認めるようなことがあったら、この国のその人権というものが地に落ちていくのではないかと思います。そういう意味で、今日は改めて弁護団の方からお話を伺い、皆さんの決意を決め、本当にもう17日まで時間がございませぬけれども、最後の最後まで頑張っていけるように、この集会に成功させたいと思います。

★弁護団から報告 向後弁護士変わらぬ気持ちで闘い抜いた

天海さんに、拍手をこ

の裁判に対するあの皆さんの熱い支援本当にありがとうございます。裁判の中身ですけども、今日はあのそれぞれ意見を述べ合う場ということで、千葉市の意見は、「この国の制度の不備を千葉市ではどうすることもできない」と言い訳めいた意見になってたかと思えます。「介護保険で支給される量が算定できない」という非常に消極的な言い訳的な趣旨で終わったかなという印象です。

それに対して、坂本弁護士の方から10分程度、天海さんが最後を占めてくれました。始まってから10年目になるわけですけど、ずっと変わらぬ気持ちで闘い抜いた天海さんに、拍手を送りたいなと思っております。

★坂本弁護士の報告 介護を全部却下したというのが本件処分

平成 27 年 11 月 17 日付、本当に 10 年経ったんです。本当に天海さんよく頑張りました。まさかここまで長く続くとは思ってなかったわけですけども、我々としては是非、7 月 17 日の判決で、理由は若干変わるにせよ、天海さんの主張を維持という判決が出るといいと思っています。これだけの皆さんが応援してくださってるということとは大きく裁判所にも届いているのではないかなと思っています。

私が最高裁の裁判官にお伝えしたことを簡単に概略を説明いたします。事件の概要ですが、天海さんが 65 歳になるのを機に、要介護認定を受けてくれというふうに言われました。千葉市の最初の説明だと、総合支援法七条があるので、「介護保険訪問介護」の量がどのくらいになるのか、はっきりさせるために要介護認定を受けてくださいと言われました。天海さんとしては、「介護保険訪問介護」は、15,000 円の自己負担が生じてしまう。それから「居宅介護」と「訪問介護」というのは似てはおりますけど全く同じではない、でも毎月 15,000 円負担が増えるというのは不当だということで、引き続き「居宅介護」を利用したいというふうに申請したのが、65 歳になる直前だったんですが、なんと千葉市は、「介護保険訪問介護」を受けないとはっきりしないから算定できないではないかということで、全部却下したというのが本件処分です。

私は「平等に生きる」ということを言い続けてきた私がずっと一貫して言い続けてきたのが「平等に生きる」ということです。これを今日も最高裁の裁判官にお伝えさせていただきました。

千葉市は「equality」が平等なんですというふうに言うわけです。声を上げた人にだけ支給するというようなことがあったら、「新たな不均

衡」を生み出すから、妥当でないと言うようなことを言って、自分たちが最も正しいかのようなことを言っているわけですが、障害者が平等に生きるために支援を受けて生きるっていうのは「equity」の意味だということを裁判所にお伝えしました。いない人はなくていいんです。それを新たな不均衡と思わないでほしいと。第 1 小法廷の 5 人の裁判官にどこまで伝わったか分かりませんが、これが私が一番言いたかったことであります。

千葉市は「限度を超えて」却下している

もう少し本件処分についての具体的な話をさせていただきました。最高裁がこの度すごく気にして補充で説明をしてほしいと我々に宿題を出したのが、自立支援給付に相当するものの量の算定の要否です。障害者総合支援法七条に関わるんですけど、「介護保険が利用できる部分は、総合支援法の支給はしませんよ」というのが七条の話ですが、千葉市は「要介護認定を受けてくれない限り、介護保険で使える量が算定できないんだから、総合支援法の申請は全部却下せざるを得ない」というのです。障害福祉の方で勝手に介護認定類似のことなんかできないというふうに言っているんですけども、我々としては千葉市が、介護保険を仮に受けたとしたら、どのくらいの支給料になるのかということをおまかでもいいから算定する必要があるかどうかというふうにお伝えしました。千葉市としては、「要介護認定を受けない天海さんは協力してくれないから 0 にしたってしょうがないという観点から、算定する必要があったんです。」というようなことを言ってたんです。

私たちがお伝えしたのは、この総合支援法七条の文言通り、「限度において行わない」となってるんです。千葉市は明らかに今回限度を超えて却下してます。天海さんの主張としては介

護保険が利用できる部分をカットしてもいいとは言っていないんです。1 審も控訴審も一貫して、総合支援法が使いたいというふうに申請した以上はご本人の状況に応じて、あのその通りに引き受けて出すべきでしょうというのが、天海さんの一貫した主張です。少なくとも我々としては限度を超えて全部却下したということ自体はそれもやりすぎでしょうということをお伝えさせていただきました。だから限度を超えて却下できない以上は千葉市の責任としてどこまでこう自立支援給付に相当する量があるのかっていうのは、千葉市は一貫して「障害福祉課でそんな算定するなんてできないんです、勝手なことをすることができないんです。」と散々言ってきましたけど、障害福祉課の福祉専門の窓口なわけです。「何のために裁量権が与えられてるんですか？」という話なんです。申請を受けた行政庁としてあの裁量の範囲内で大雑把にでも算定すること自体はできたでしょうということでしょうとお伝えしました。

天海さんの生存権を侵害するとい う空白期間もあった

千葉市ができたのに、全て乱暴に全部却下したということは、天海さんの生存権を侵害するという空白期間もあったわけです。約 1 ヶ月ほど、この処分っていうのは天海さんの生存権、憲法 25 条で保障されている生存権を侵害する違法な処分だと、それはそういう評価を免れないので、最後の人権交渉の砦である最高裁判所に置かれては、この処分を取り消してほしいということをお伝えさせていただきました。

7 月 17 日、最高裁判所が判決出すというのは 3 週間後ということですが、まだ分からない。5 人の裁判官が我々の話を聞いて、どんな心情を持ってるかはちょっと測りかねるところではありますが、第 1 審が正しいと言うような話にはならないでもらいたいなというふうに考えて

いる次第です。引き続き 3 週間後の言い渡し期日も傍聴になると思いますが、皆さんぜひ応援していただきたいと思います。



★全日本民医連 岸本事務局長

人権としての社会保障を前進させる天海訴訟 10 年ということであります。本当に長期の中で、闘ってこられた天海さんのご苦勞に敬意を表します。全日本民医連で、天海さんの裁判の学習や宣伝、署名に組んできました。障害を持つ方々に、毎日行き届いたケアを届けたいと働いております私たちの医療や介護に関わるもの自身の闘いだなというふうに改めて感じました。65 歳で介護保険対象となった障害者のみ、介護保険への移行を強要し、そしてそれに応じないのであれば、障害福祉のサービスを打ち切るということは、障害者差別そのものだ私たちは強く感じます。障害者自立支援法の違憲訴訟で仲間たちが勝ち取った所得の少ない場合の障害者福祉サービスの利用料自己負担なしということは、生きるための制度活用であると思います。障害者総合支援法七条の介護保険サービス優先であっても、天海さんに対するこのようなことは絶対にやってはならないことと強く思います。生活に必要な介助が突然受けられなくなる、それは医療や介護を提供している私たちにとっても衝撃そのものであります。生きることができない状態にその人を置くのかということ強く怒りを感じます。天海さんだけのものではなくて、本当地域の人たちが安心

して住み続け、暮らしていける、そういう社会保障制度を機能させる配慮は市町村にあるんですよということを強く求めます。今社会保障が本当に厳しくなっておりますけども、最高裁が公正な判決を確定させるために、仲間と共に闘い、権利としての社会保障を取り戻すことができる大きな希望にもこの裁判がなっていく、行政が誤った時には人権の立場で司法が正すということ、最高裁は人権の最後のよりどころであります。公正な判決を出すことが当然の責務だと思います。天海さんの権利を取り戻すこと。そしてこの闘いを通じて人権としての社会保障を前進させるためにも、日本民医連として力を尽くしていきたい。そういう決意を表明して発言を終わります。

★河合先生(明治学院大学名誉教授)

本来の福祉制度、措置制度を含めた制度をどう組み立て直すか私は領域的には高齢者の方の領域の調査研究の方が多いんですが、非常に責任を感じています。介護保険ができて、福祉制度全体が子どもから障害者、高齢者まで、非常にいびつな日本特殊展開をしてきてるんじゃないかと思います。介護保険は選択制、それまでの措置制度では行政がかつてに判断して、所得審査や家族状況を調べて決定する、これはもう古いと。これからは誰でも、いつでもどこでも自由に、有料で選択できるような、そういう制度に切り替える、千葉市側の論点もまさにそうです。千葉市は、国の制度がそうになっていて、自治体は裁量権がないみたいなことを言っていましたけど、制度がなかったり制度の水準が問題があって、自治体がそれをよくしていくということは自治体の責務としてあるんですが、そういうものを千葉市側は一切言わないで、国に責任転嫁を言っていた。介護保険が2000年にスタートして25年経ちますが、社会保障領域に株式配当を認めた国というのは先

進国の中ではないないんですね。日本だけです。それで介護保険高齢者分野を中心に民間が介護保険サービスを担うことになってきてますが、そういう中で公的な責任行政が、あの障害者とか高齢者のサービスを引き上げるということが非常に難しくなっている、なぜなら民間事業者がやってる、株式会社も含めてやっているからってということで、行政がどんどん後ろへ退いて行ってるわけです。そもそも住民の色々な要求を行政や国がどう責任を持つのかっていうシステムを展望しなきゃいけない。今の介護保険のこの論理枠を超えてですね。住民要求をもう一度組み立て直す、そういうことが必要じゃないか、やはり住民要求に基づいた制度のあり方を地域からどう組み立てるかっていうことが問われているというふうに思います。最高裁の判決どのようになるか、期待していますが、皆様方地域での運動で、もう一度本来の福祉制度、措置制度を含めた制度をどう組み立て直すかってことをぜひ考えていただきたいと思います。

★浅田訴訟を支援する会

光成 弁護士

勝訴の判決を願い、期待している浅田訴訟弁護団の岡山の弁護士の光成です。最高裁が再開すると聞いた時、これどうなるんだろう心配しておりました。今でも心配しています。

浅田訴訟というのは、岡山市が浅田さんにゼロ処分をした、パターンは天海訴訟と同じです。自立支援給付をそのままえ続けてほしい。介護保険は使いたくないと、そのまま総合支援だけでいきたいということで申請した人は、全部却下というようにしたのです。そんなアホなことがあるかということで裁判起こしまして、なんとか勝利することができました。岡山の弁護団はあんまり、裁判官を信用しない。先ほど

計算できないじゃないかと千葉市が言ってるという話がありましたね。あれは大嘘です。岡山では自力で計算してみました。地域で計算して、違ふとするなら言ってみると言ったら岡山市は、何も文句言いませんでした。現実問題として、ちょっと勉強すれば計算できるのに支給しない、何が何でも出さないで済むものは1円も出さないで済ませようというそういう行政のひどいところが岡山市もそうでしたし、千葉市もそうだなというふうに感じております。3週間後の判決ということで、最高裁が尋ねてきた中身を見てますと、果たしていい結果をだしてくれるのかなという希望をかなり強く思っております。それが現実になって、ぜひ勝訴の判決を私も願っておりますし、期待しております。

★金沢大学名誉教授 井上英夫氏 人間の尊厳・自己決定

原理原則を貫いていくことやはりたくさんの方が最高裁を押しかけるというのは非常に大きな力になるし、最高裁判所というのも、あの中の人権派裁判官もいるんです。今日もいましたから。やはり中から見ると非常に世論の動向、署名だとか、皆さんのその動きというのを気にしてるんですね。ですから、さらに大きな力で最後まで追い詰めていくことは大事だと思います。裁判所にも人権派がいるということは、ちょっと確信を持っていただきたい、その成果の一つは優生保護法の大法定判決ですね。ですから最高裁判所も皆さんの力で変えることができる。

もう一つの成果は、バリアフリー化です。今日も車椅子の方、目の見えない方も入られたんですが、これは堀木訴訟の時の成果なんですね。堀木訴訟の大法廷の時に、盲導犬も入れました。盲導犬は堀木訴訟の判決の時に、裁判官が退廷する時にワンッと吠えた。そういうふうにして中にトイレも作らせました。スロープも

作った。その成果が今日皆さんが活用できて、手話通訳のコーナー保障、そういうことで言うと、そういう意味では皆さんの戦いが成果を上げているですから、17日の判決で、負けたとしても、裁判があるいはこの闘いが終わるわけではありませんね。いのちのとりで裁判でも追い詰めてきた。私はその前の老齢加算の訴訟で、30年間傍聴して勝訴判決を聞いたことないんです。そういうふうに追い詰めてきた老齢加算から今度の「いのちの砦裁判」、これはもう原告の数を圧倒的に100人から1000人になってますよ。朝日訴訟は一人でした。そういう意味では、皆さんの人権意識も高まっている。ただし、裁判所はやっぱり人権派もいるけれど、全体として人権意識が高いかどうかは問題です。さらに国ですね。そして千葉自治体、この人たちの人権意識が本当にまだまだ低い。特に私が強調しておきたいのは、今日の弁論は、やはり法律論。言えばかなり細かいことの議論でしたが、もう一つ大事なものは原理原則だと思います。私は天海訴訟で千葉地裁の時に意見書を書かしてもらいました。そこで強調したのは人間の尊厳ですね。これはもう天海さんが主張していることそのものだと思うんですが、それを具体化した自己決定です。たとえ二つの制度があったとしても、どちらを選ぶかは本人が決めるべきだということです。これは憲法でもそうですし、国際的な条約等で認められてるわけですね。その原理原則も貫いていくということは大事で、私がイウのは裁判官の頭にそれを叩き込む。さらに自治体や国の人たちに原理原則を叩き込む。そうじゃないとお金の問題いくらの問題になってしまいます。それはもちろん大事なことですよ。お金の問題はねでもそういう意味では原理原則と具体的な負担の問題と法律論というのを全体としてこう組み立てていくということですね。これがやはりこれからの闘いには非常に大事だと思いますし、それにし

ても皆さんが裁判の結果どうあれ、引き続いて闘っていただきたい。老齢加算で負け続けた時に、その時に原告の皆さんが言われたのは、「勝つまで闘うぞ。」必ず言うんですね。それで勝つまで、死ぬまでやる。そういう人たちのその闘いがあり、天海さんの闘いがあり、そして大きなやっば大きな成果が今上がってると思います。そのことに確信を持っていただいて、また 17 日の判決も迎えていただきたいと思います。

★全国肢体障害者団体連絡協議会松

本さん 障害者のこと自治体の担当者はほとんど知らないですよ。そんなに機械的にやるものではないんですよっていうことを説明して、自分自身の「日常生活用具」なんかも、障害者サービスで認めさせる取り組みもやっております。天海さんの裁判、時間がかかってるんですけども、粘り強く、まあ、頑張ってると思います。私たちの仲間も何としても、天海さんに勝ってもらいたいので、みんなで力を合わせますので、最後の最後まで頑張りたいと思います。今度の判決が最後にならないんだったら、それこそ勝つまで、頑張ることで決意表明したいと思います。皆さん、頑張りましょう。

★天畑大輔議員(れいわ新選組) 介護保険優先原則は他人事ではない一人の障害者として怒りを

10年にわたる闘いに敬意を表します。千葉市の上告に介護保険優先原則が全く他人事ではない一人の障害者として怒りを覚えます。私は参議院厚生労働委員会で、障害福祉サービスは介護保険に置き換えられないと大臣に訴えてきました。介護保険優先原則を踏まえた自治体の具体的な運用例をまとめた事務連絡に、介護保険の訪問介護と障害福祉サービスの居宅介護

重度訪問介護の違いを明記するよう求め、それが書き込まれるという成果はありましたしかし、あくまでも介護保険との併用が前提となった運用は何も変わっていません。特に見守りを含めた断続的かつ総合的な支援である重度訪問介護が障害福祉固有のサービスではないとする厚労省の見解には断じて同意できません。介護保険優先原則はおかしい、障害者運動が導き出してきたこの主張、これからもかかわり続けたいと思います。皆さん、共に闘いましょう。

★骨格提言の完全実現をめず求める

大フォーラムの古賀さん 骨格提言、障害者制度改革推進会議総合福祉部会の提言を守れ天海さんはいつも私たちの集会で、発言いただきして、天海さんの本当に闘う意志というのが私たちをも奮い立たせて頂きまして、今後とも本当に一緒に闘っていきたいと思います。今日のあの最高裁での千葉市の発言というのは本当に皆さんに見せたかったですね。障害者総合支援法第七条について、「天海さんの主張を認めると空文化する。」何を言っているのだ、「自治体側には、裁量の余地はない」とか言ってますけど、天海さんの判断を下した時は2014年でしょう。その時までに何があってことですよ。2007年の3月には少なくとも厚労省は障害者の場合、それぞれいろんな理由で介護が必要だから、それに関してよく聞いて、裁量を働かせろというような通知が出てますよね。それから障害者自立支援法違憲訴訟の基本合意が2010年でしょう。2011年には、骨格提言、障害者制度改革推進会議の総合福祉部会が出した。この介護保険優先原則が問題になって、どちらかを選べるようにすべきだというあの提言を出して、政府もそれは、認めていくんだって言ってたわけですね。にもかかわらず自治体に裁量

権なんかできないんだっていうこと自体が許せないですよ。本当にあの最高裁には、そういう経緯も含めて判決を出してほしいと思います。それから本当に、浅田訴訟の方の岡山地裁で、第七条っていうのは、どちらを選択するかを選んで、重複しないようにっていう条文だったんだという見解が出てたと思うんですけど、私なんかもそういう考え方が適切だというふうに思いますし、本当にあの司法界に関して最高裁も含めて本当に優先でいいの？っていうことをぜひ聞きたいというふうに思います。

★社会保障推進千葉県協議会、

藤田まつ子氏

「障害者を年齢で差別するな」天海正克さんの福祉サービスを乱暴に打ち切った千葉市の暴挙を不服として、千葉地裁に提訴して、既に10年経ちました。私たち社会保障推進千葉県協議会は、地域の住民の暮らしと実態から国と自治体に声を届け、社会保障制度の改善充実を求めてきている団体です。介護保険制度ができて25年、しかし皆さんご存知のように保険があって介護なしの制度になっています。また、医療の現場でも自助互助共助が盛んに強調されるようになって、医療保険も介護保険も憲法に基づく社会保障制度のはずなのに、このままでいいわけがないということを改めて今日感じているところです。この間続けてきた様々な運動の中で、33年間続けてきた社会保障の充実を求める自治体要請キャラバン。この中でこの10年間、65歳を迎えた障害者について、一律に介護保険優先としないで障害福祉サービスを継続して利用できるように、求めてまいりました。千葉県内の54自治体のうち、昨年のアンケートでは、28の自治体が障害福祉サービスを継続して利用できると回答をしています。また、そのように検討すると答えたと

ころが2つ、利用できないと冷たい回答をしたのが24自治体あるんですがその中でも、11自治体は個々の状況に応じて、障害福祉サービスを継続するというを実際に行っているということが、懇談の中で明らかになりました。

千葉市は千葉県内の中でも本当に一番ひどい、冷たい施策をしているということが明らかになっています。この10年間、要請をする中で、何よりも住民の実態が、大きな力になって介護保険サービスに移行した場合でも、その利用料負担が払い戻させ戻されるような、制度の一定の前進もあったというふうに、私たちは確信をしています。もっともっと地域からの声を上げて、運動を広げていく必要がある、やっぱりそうしていかないと、こういった運動に支えられて、天海訴訟の勝利に向かって引き続き頑張っていきたいということを改めて今日、感じているところです。天海さん「障害者を年齢で差別するな」だというふうに、私は改めて今日感じました。65歳を過ぎても障害福祉サービスが使える、介護保険かではなく、どちらでも使いたい制度を選んで暮らしていくようにすべきだということを改めて感じています。一人一人の住民、障害があるなしに限らず、どこに住み、どんな生活を送るのかというのは、自分自身の問題でそれを保障していくのが、各自治体であり国のだというふうに思います。改めて今回の千葉市の冷たいあの回答に新たな怒りが湧いてきました。引き続き天海さんと一緒に頑張っていく決意を申し上げて、私の発言といたします。頑張りましょう。

★障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会 家平事務局長介護保険を強要される人を

生み出さないということ

東京高裁の判決は、障害者総合支援法七条の優先原則を肯定しながら、この境界層措置の不均衡

を挙げていました。七条の廃止とか、撤廃だとか、そういうことに迫ることはなかなかあの難しいなというふうには思ってたんですが、最高裁の口頭弁論の中で、千葉市は、高裁の判決をそのまますれば、七条の優先原則が無効になってしまうと言いましたね。そうすると、そのことは、私たちは七条まで迫るのが難しいのかなというふうに思ってたんですけども、そうではなくて、千葉市が明らかに言ってるように、この闘いに勝つということで、浅田訴訟に匹敵するような価値につながるんじゃないかというふうに僕は思ったので、ここに勝つことの意味が大きく広がってるなと十分に思うし、天海さんのことだけではなくて、介護保険を強要される人を生み出さないということに繋がっていくんだということを思いました。全国の皆さんと確認して頑張りたいなと思いますので、一緒に頑張っていきましょう。どうもありがとうございました。

★きょうされん斉藤なを子理事長、

自己責任論の応益負担の問題

許せない、人権に合わせた制度を天海さん、そして弁護団の皆さん、支援する会の皆さんに本当に、心からの敬意と連帯を申し上げたいと思います。坂本弁護士の弁論に続けて天海さんの陳述を法廷内で伺いまして、音が出ないように拍手をしました。もう勝ちしかないんでしょうというふうに、その瞬間に思ったところです。障害者自立支援法の闘い、私はこの訴訟は、その一つというふうに思っています。とても大事なことだと思います。障害者自立支援法の訴訟は応益負担の問題を真ん中に据えて闘いましたけれども、単にお金がない人から金取るなってこともありますけど、障害がある人の生きる権利ではなくて、あのそれを自己

責任にするっていうこと、それが違うでしょう。というのが、あの闘いの本質だったというふうに思います。

そもそも障害者自立支援法が始まった最初の発端は、いきなり厚労省がある時、障害福祉と介護保険を統合するんだというところから自立支援法を強行してきたんだと思います。その自己責任論の応益負担の問題は部分的な前進を勝ち取ったけれども、65歳でまた介護保険ですかっていうことになってるんだと思いますから。やっぱりみんなで全力尽くして、この闘い勝ち抜いていかなくていけないなと思います。障害者権利条約の日本政府への総括所見で、パターンリズムに溢れてるということが最初に指摘されました。今日の千葉市のスタイルも、パターンリズムそのものだなんていうふうに思いました。制度に人間を合わせるのではなくて、人間の生きる権利、人権に合わせた制度を勝ち取っていくために、みんなで引き続き頑張っていきましょう。



2025年7月17日(木) 15時開廷

天海訴訟

最高裁判決の傍聴と報告集会

65歳になると介護保険制度が優先となる障害者総合支援法を根拠にして、千葉市は天海さんの障害福祉サービスを一方的に中止したことから始まった当裁判。6月26日に最高裁にて天海訴訟裁判の口頭弁論が行なわれました。そして、その**最高裁判決が7月17日(金) 15時**より出されることが告知されました。

「天海訴訟を支援する会」は、改めて、最高裁判所に対して「千葉市の2つの暴挙に対する平等・人権にもとづく公正な判決をもとめる」団体署名活動(期日は7月8日です。詳しくは支援する会のHPご確認ください)を実施しており、**7月9日(水)午後3時半から、団体署名提出とともに最高裁判所への要請行動**を行ないます。

団体署名の協力とともに、7月17日の最高裁での判決傍聴(抽選)・報告集会へのご参加をお願いします。

当日のスケジュール

2025年7月17日(木) 最高裁判決の傍聴・報告集会

●最高裁での判決傍聴(抽選)

13:30 裁判所前で集会と訴え(最高裁西門) ※天候の影響で中止の可能性あり

14:00 傍聴抽選(傍聴席は44席/内、車いす6席)

15:00 開廷(第一小法廷) ~15:30 終了見込み

※傍聴の抽選に外れた方は、報告集会の会場で待機いただけます

■最高裁判所へのアクセス: 永田町駅【地下鉄半蔵門線・有楽町線・南北線】南門・西門まで徒歩約5分(4番出口から青山通りを三宅坂交差点(東)方向へ、2番出口も同程度)

●報告集会(会場: 参議院議員会館 講堂): 16:30~

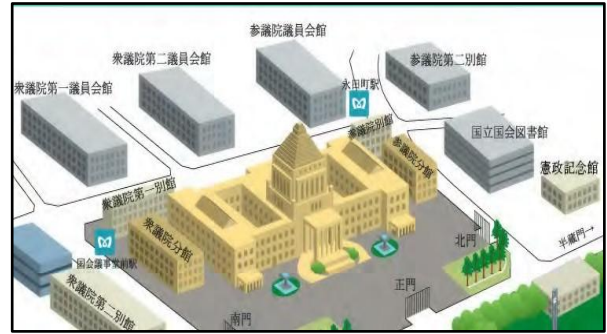
※会館入り口で支援する会担当者から入館証を受け取ってください

最高裁判決後の報告集会は、オンライン配信・手話通訳あり

申し込みフォーム

Google フォーム：

<https://forms.gle/f666rT4iH63YNtMF6>



天海訴訟を支援する会

〒262-0032 千葉県花見川区幕張町 5-417-22
幕張グリーンハイツ 109 障千連内

TEL・FAX:043-308-6621 メール：amagaisoshou@gmail.com <http://amagai65.iinaa.net/>

障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会

〒102-0084

東京都千代田区二番町 12-1 全国教育文化会館
エデュカス東京5階 日本障害者センター内
TEL:03 6272 5347

参議院議員会館 地下鉄有楽町・半蔵門・南北線「永田町」下車

1番出口（エレベータ有）よりすぐ。

または、地下鉄丸ノ内・千代田線「国会議事堂前」下車

1番出口から徒歩5分